

29号条約の適用に関する意見  
強制労働に関する条約（1930年）

2006年9月8日  
日本労働組合総連合会

政府報告に対して特段のコメントはない。

以上

81号条約の適用に関する意見  
工業及び商業における労働監督に関する条約（1947年）

2006年9月8日  
日本労働組合総連合会

1. 第10条について

日本では、雇用労働者の44%が女性で、非典型労働者の52%が女性であるのに対し、全労働監督官に占める女性監督官の割合は7%に過ぎない。したがって、監督機関の任務の実効的な遂行を確保するため、女性監督官の大幅な増員が必要である。

以上

131 号条約の適用に関する意見  
最低賃金決定条約（1970 年）

2006 年 9 月 8 日  
日本労働組合総連合会

政府報告に対して特段のコメントはない。

以上

138号条約の適用に関する意見  
就業の最低年齢に関する条約（1973年）

2006年9月8日  
日本労働組合総連合会

政府報告に対して特段のコメントはない。

以上

156 号条約の適用に関する意見  
家族的責任を有する労働者条約（1981 年）

2006 年 9 月 8 日  
日本労働組合総連合会

1. 第 2 条関係

- (1) 条約は総ての種類労働者に適用されることとなっている。育児介護休業法では、期限付き雇用契約労働者については、一定の要件を満たす一部の労働者が適用されるにとどまっている。すべての労働者が条約の保護の対象となるべきであり、適用要件の緩和が必要である。
- (2) 日本の法律は男女労働者に適用されているが、男性労働者の休業取得は著しく低いので、取得を促進する特別な措置を規定するよう連合は求めている。
- (3) 公務部門の有期契約労働者にも育児・介護休業制度を適用するよう、関係法律の改正を連合は求めている。

2. 第 4 条の(b)について

- (1) 育児・介護休業法は、家族的責任を有する労働者の転勤について、家族的責任に配慮する義務を使用者に課している。連合は、家族的責任を有する労働者の転勤について、労使が家族的責任に配慮して運用するよう構成組織に要請している。
- (2) 次世代育成支援対策推進法では、従業員が 301 人以上の事業主に対して従業員の仕事と育児の両立を図りやすい雇用環境の整備等に関する行動計画を策定することを義務づけている。日本の企業の殆ど(99%：平成 16 年事業所・企業統計調査)が 300 人未満であり、連合は 300 人未満の中小企業に対して行動計画の策定を強力に指導することを要請している。
- (3) 家族的責任を有する労働者はもちろん、すべての労働者が人間らしい生活を営むことができるようにするために、わが国では時間外労働を短縮し、実際の労働時間を年間 1800 時間にすることがおおきな課題である。連合は、法律で時間外労働規制を強化するよう求めている。

3. その他の事項：仕事と生活の調和について

雇用の場における男女差別を禁止する男女雇用機会均等法が 2006 年 6 月改正された。二極化が進むなか、長時間労働や不安定な雇用が増加している現況を踏まえ、男女平等な働き方を実現するために、連合は改正法の理念に「仕事と生活の調和」を明記するよう強く求めてきたが、改正法に盛り込まれなかったことは遺憾である。

以上

182号条約の適用に関する意見  
最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（1999年）

2006年9月8日  
日本労働組合総連合会

政府報告に対して特段のコメントはない。

以上